

議案第14号

八幡浜市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和3年2月24日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例

八幡浜市中小企業振興資金融資条例（平成17年条例第173号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する緊急経営資金に関する特例）</p> <p>3 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）</u>の感染拡大に起因して事業活動に著しい影響を受けた中小企業者又は小規模企業者に対する緊急経営資金に係る第9条及び第9条の2の適用については、第9条ただし書中「市税の滞納者」とあるのは「市税の滞納者（市税を完納し、又は徴収の猶予若しくは期限の延長がなされた者を除く。）」と、第9条の2第2項中「前条」とあるのは「附則第3項において読み替えて適用する前条」と、「直近の3か月間の月平均売上高が昨年同期の」とあるのは「直近の3か月間又は直近の2か月間の月平均売上高が昨年同期の（創業を行った個人又は創業により設立された会社であって、事業を開始した日以後（以下「創業後」という。）6か月以上1年2か月未満のものにあつては、直近の3か月間又は直近の2か月間の月平均売上高が創業後2か月目から令和元年12月までの）」とする。</p> | <p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する緊急経営資金に関する特例）</p> <p>3 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症</u><br/>_____の感染拡大に起因して事業活動に著しい影響を受けた中小企業者又は小規模企業者に対する緊急経営資金に係る第9条及び第9条の2の適用については、第9条ただし書中「市税の滞納者」とあるのは「市税の滞納者（市税を完納し、又は徴収の猶予若しくは期限の延長がなされた者を除く。）」と、第9条の2第2項中「前条」とあるのは「附則第3項において読み替えて適用する前条」と、「直近の3か月間の月平均売上高が昨年同期の」とあるのは「直近の3か月間又は直近の2か月間の月平均売上高が昨年同期の（創業を行った個人又は創業により設立された会社であって、事業を開始した日以後（以下「創業後」という。）6か月以上1年2か月未満のものにあつては、直近の3か月間又は直近の2か月間の月平均売上高が創業後2か月目から令和元年12月までの）」とする。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。